

○国家公安委員会告示第十八号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象原子力事業所及び当該対象原子力事業所の区域並びに当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年五月二十三日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

一 北海道電力株式会社 泊発電所

周辺地域	対象施設	区域	所在地	
及び一に掲げる	次に掲げる点を	北海道古宇郡泊村大字堀株村（次の図面に示す部分に限る。）	北海道古宇郡泊村大字堀株村	
周辺地域	順次に結んだ線及び一に掲げる	一 北緯四十三度二分四十三秒、東経百四十度三十分二十三秒の点 二 北緯四十三度二分二十七秒、東経百四十度三十分十二秒の点 三 北緯四十三度一分五十六秒、東経百四十度三十分一秒の点		

十一 北緯三十五度四十五分十六秒、東経百三十六度一分二十九秒の点

十二 北緯三十五度四十五分四十秒、東経百三十六度一分〇秒の点

備考 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び福井県警察本部に備え置いて縦覧に供する。

二十 日本原燃株式会社 再処理事業所

対象施設	所在地	区域
周辺地域	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付 次に掲げる点を 順次に結んだ線	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒（次の図面に示す部分に限る。）
及び一に掲げる 点と十三に掲げ る点とを結んだ 線により囲まれ た区域	一 北緯四十度五十八分三十秒、東経百四十一度十九分二十六秒の点 二 北緯四十度五十七分五十秒、東経百四十一度十八分五十五秒の点 三 北緯四十度五十七分十九秒、東経百四十一度十九分五十二秒の点 四 北緯四十度五十七分九秒、東経百四十一度十九分五秒の点 五 北緯四十度五十七分三秒、東経百四十一度十九分二十六秒の点 六 北緯四十度五十六分五十一秒、東経百四十一度二十分二十八秒の点 七 北緯四十度五十七分〇秒、東経百四十一度二十分四十秒の点	

八	北緯四十度五十七分四十秒、東経百四十一度二十分四十三秒の点
九	北緯四十度五十七分五十七秒、東経百四十一度二十分十四秒の点
十	北緯四十度五十八分四秒、東経百四十一度二十分十秒の点
十一	北緯四十度五十八分十八秒、東経百四十一度二十分二十六秒の点
十二	北緯四十度五十八分二十七秒、東経百四十一度二十分十二秒の点
十三	北緯四十度五十八分二十七秒、東経百四十一度十九分四十四秒の点
備考	「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び青森県警察本部に備え置いて縦覧に供する。
二十一	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
所在地	茨城県那珂郡東海村大字村松字真砂山四番三十三
区域	茨城県那珂郡東海村大字照沼及び大字村松（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象施設	次に掲げる点を
周辺地域	順次に結んだ線
及び一に掲げる	一 北緯三十六度二十六分五十二秒、東経百四十度三十五分四十一秒の点 二 北緯三十六度二十六分三十九秒、東経百四十度三十五分三十二秒の点 三 北緯三十六度二十六分三十秒、東経百四十度三十五分三十二秒の点